

転入・転出の手続きは

春の異動の時期は窓口が混雑します
主な手続きに必要な事項をお知らせします



■転出される方

【市外】転出の届け出をします。

転出証明書を発行しますので、14日以内に転入先で転入の届け出をしてください。

転出証明書がなければ転入ができません。

【市内】引越されてから14日以内に転居の届け出をします。

■転入された方

引越してから14日以内に転入の手続きをしてください。転出証明書が必要です。

転入、転出の届出には印鑑と本人確認のできる写真付きの身分証明証が必要です。写真付きの身分証明証がない場合は2種類の身分証明証が必要です。

- ・健康保険証
- ・公的年金手帳

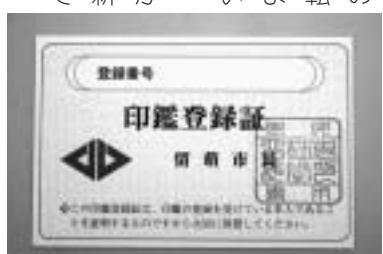
- ・公的年金証書など

■印鑑登録をされる方

前住所地での

印鑑登録は、転出の届け出により廃止されています。

印鑑証明書が必要な場合は新たに登録をしてください。



■引越し

引越しに伴い、大量にごみが出る場合は次のように処理してください。

●自分で直接搬入するとき

搬入の際には、必ず分別し透明な袋に入れるなど中がわかるようにしてください。

指定のごみ袋には入れないでください。
■搬入先 藤山町 美サイクル館
■時間 9時～17時

●自らで直接搬入するとき

生ごみ	200円
もやせるごみ	330円
もやせないごみ	330円
粗大ごみ	470円

生ごみ	200円
もやせるごみ	330円
もやせないごみ	330円
粗大ごみ	470円

●収集運搬業者に依頼するとき

■収集運搬許可業者

(角)コバヤシ	☎43・1259
(角)北清留萌	☎43・7700

(角)留萌塵芥処理公社

☎42・0173

※引越しごみを大量にクリーンステーションに出したり放置したりすると、カラス、犬、猫による散乱など環境悪化の原因となりますので、正しく処理しましょう。